

「千葉県読書バリアフリー推進計画」に係る「読書バリアフリー推進部会」の設置について（案）

1 設置主旨

「千葉県読書バリアフリー推進計画」について、中間評価を行う必要があることから、生涯学習審議会内に「読書バリアフリー推進部会」を設ける。

- ・ 公立図書館、学校図書館、点字図書館の関係者の情報交換や連携を強化し、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実を図るため、県では読書バリアフリーに関する関係者会議を設置します。これにより、視覚障害者等の読書におけるニーズや課題の把握に努めます。（計画 p21）
- ・ 読書バリアフリー推進に係る目標：毎年、進捗状況を把握し、中間年度及び最終年度に、読書バリアフリーに関する関係者会議で点検・評価を行います。（計画 p31）

2 設置根拠

(1) 千葉県生涯学習審議会条例（平成3年7月22日 千葉県条例第32号）

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(2) 千葉県生涯学習審議会運営規則（平成3年7月22日 教育委員会規則第10号）

（職員等の出席）

第三条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（部会長等）

第四条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第五条 部会の会議は、部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第二条及び第三条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第二条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第三条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

3 構成員

(1) 生涯学習審議会委員4名程度

(2) 部会の求めにより関係機関の職員等に出席を求めるものとする

（読書バリアフリーに知見のある社会教育、学校教育、障害者福祉関係者。策定時の協力員等を想定）

4 設置期間

設置した日から中間評価の完了までとする。